

R 8 基本的生活習慣の確立を目指して

校内・登下校等の心得について	指導対象等
1) 指定の制服，ネクタイ・リボン等の着用 ・体操服での登下校は禁止（平日） ・授業中は制服着用 ・スカート丈の短い生徒については，その都度指導する。（膝丈） ・特に短いものについては，厳しく指導する。 ・冬服期間中，スカート時はリボン，スラックス時はネクタイを着用する。	・短いスカートを着用している者 ・スカートからはみ出しているハーフパンツを着用している者 ・ズボンを腰パンの状態を着用している者 ・体育などの授業以外で体操服を着用している者 ・ネクタイ・リボン等をきちんと着用しない者
2) 通学靴・・・ローファーで黒か茶（学生靴） または運動靴	・指定の学生靴をはかない者（黒，茶） ・踵を踏みつけている者
3) 上履き（指定のサンダル）・・・校舎内で使用 体育館シューズ・・・体育館・格技場及び体育の授業で使用	・記名をしていない場合 ・踵を踏みつけている者
4) 靴下・・・スラックス時のソックスは地味な色とする。 スカート時のソックスは黒・紺の無地ハイソックスとする。夏服期間，衣替え移行期間は指定ソックスも着用可とする。 タイツ・ストッキングは，黒・肌色のものを着用しても良い。	・規定以外のソックスを履いている者 ・靴下が下がっている者
5) 防寒着・・・華美でない無地のものとし，防寒としての機能を果たすものとする。 ・セーター・カーディガン・ベストは上着の下のみ着用を認める。ただし，教室内に限り，上着の脱衣を認める。 ・マフラーは，華美でないものを着用する。	・ジャンパー，ジャージなどを着用している者 ・上着からはみ出して，セーター，カーディガン，ベストを着用している者 ・パーカー類をブレザーの下に着込んでいる者
6) 頭髪・・・パーマ，染髪，脱色，カール，カツラ，つけ毛等の加工は禁止 頭髪は清潔感のある高校生らしいものとする。 ※奇抜でないこと。学習の妨げにならないものとする。	・パーマ，染髪，脱色，カール，カツラ，つけ毛の者 ・前髪が目にかかる髪型 ・前傾姿勢になったとき，光が遮断される髪型
7) カバン・・・学生カバン型かリュック サック型とし，色は華美でないものとする。 ＊スポーツバッグは認める。 ＊袋類は認めない。	・袋類（チャック，ボタン等がついていないもの）のみで登校する者
8) 装身具・・・アクセサリ，指輪，イヤリング，ピアス，ネックレスや化粧等は禁止 ＊髪留めの色は黒・紺・茶色	・ピアス，指輪，ネックレス等をつけている者 ・マニキュアをしている者 ・派手な髪留めをしている者
9) スマートフォン（携帯電話）等・・・ 対面でのコミュニケーションを大切にしているの で，始業から終業まで学習活動以外での利用を控える こと。 ・授業中は，授業担当者の指示に基づいて使用すること。（サイレントモードにして靴の中に入れること。）	・学習活動以外での不適切な使用をした者